

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則 福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則 二九

告示 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件 二九

国土調査として指定した件 二〇

土地改良区の定款の変更を認可した件 二〇

耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 二〇

急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 二〇

公告

大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件 二〇

規則

福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十三号

福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和二年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五条第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福島県告示第三百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年五月十三日から同年六月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七十九番地一ほか四十筆

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年五月十三日から同年六月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポいわき泉町 福島県いわき市泉町下川字薬師前百十一番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百五十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として令和七年五月十三日次のとおり指定した。

令和七年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行う者の名称

金山町

二 調査地域

金山町大字横田字浜子、松木平地内

三 調査期間

令和七年五月十三日から令和八年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、阿賀川土地改良区から令和七年四月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月一日認可した。

令和七年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第三百五十三号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第百九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、水谷第二耕地整理組合の臨時代理者として令和七年五月一日次の者を指定した。

令和七年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

臨時代理者の氏名及び住所

泉田 重章 福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

（農村計画課）

福島県告示第三百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和七年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

高野原

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する一点から十二点までを順次結んだ線及び十二点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

喜多方市山都町一ノ木

字高野原乙三二二五番三 一点

字谷地田乙三二一五番四 二点

字高野原乙三二五六番 三点

字上高野乙三〇二八番六 四点

字上高野乙三〇二八番六 五点

字上高野乙三〇二八番五 六点

字上高野乙三〇二八番五 七点

字高野原乙三二七九番 八点

字高野原乙三二七〇番 九点

字高野原乙三二六九番 十点

字高野原乙三二五四番一 十一点

字高野原乙三二四八番 十二点

北緯三七度四三分四八秒一三一六

東經一三九度四六分五九秒二八八四

北緯三七度四三分四六秒九〇六五

東經一三九度四六分五九秒一九二一

北緯三七度四三分四七秒一四四八

東經一三九度四六分五八秒二五一一

北緯三七度四三分四四秒五二四五

東經一三九度四六分五六秒七一二三

北緯三七度四三分四三秒八九八〇

東經一三九度四六分五七秒一二二一

北緯三七度四三分四四秒三四九一

東經一三九度四六分五五秒三九九六

北緯三七度四三分四四秒八四五一

東經一三九度四六分五五秒四〇六七

北緯三七度四三分四五秒三七九四

東經一三九度四六分五五秒〇四五一

北緯三七度四三分四六秒六二五四

東經一三九度四六分五五秒八三五四

北緯三七度四三分四七秒九二一九

東經一三九度四六分五六秒七一九九

北緯三七度四三分四七秒八二二六

東經一三九度四六分五七秒七一二七

北緯三七度四三分四八秒三九二五

東經一三九度四六分五八秒五五九〇

（砂防課）

公 告

公告第九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和七年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島ショッピングセンター 福島県福島市太田町十三一四

- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
八千七百五十二平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和七年四月一日
届出年月日
- 五 令和七年四月十八日
届出をした者
- 六 ヒューリック株式会社

(商業まちづくり課)